

VI 大学等卒業予定者に対する求人の取扱い

1 大学等卒業予定者に対する求人活動のルール

※大学等卒業予定者とは、大学（院）・短期大学・高等専門学校・専修学校・職業能力開発施設（高卒2年課程）卒業予定者をいいます。

- 2025年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動にあたっては、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」により、「2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」が示されており、大学等においても、就職問題懇談会により「2025年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」が定められたところです。これらを尊重した就職・採用活動を実施していただきますようお願いいたします。
- 公共職業安定機関では、大学等卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止に努めるとともに、考え方・申合せを踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしました。事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2025年度 大学等卒業予定者の就職・採用活動日程

	職業安定機関の取扱い	大学側申合せ	政府の要請
2月1日以降	求人の受理	—	—
3月1日以降	—	企業説明会	広報活動
4月1日以降	求人の公開 (学生への提示)	—	—
6月1日以降	就職面接会 職業紹介	学校推薦	採用選考
10月1日以降	採用内定	採用内定	採用内定

2025年度卒業・修了予定者(2026年3月卒業・修了予定者)の
広報活動は、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始、
その後の採用選考活動は、卒業・修了年度の6月1日以降に開始となります。

広報活動：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。
採用選考活動：一定の基準に達した学生を順位付けまたは選抜することを目的とした活動。

2 大学等卒業予定者の求人の流れ

事業主は各大学等へ直接求人申込みを行うことができます。直接、申込みをする際には、求人票は各大学等の所定のものを使用してください。

また、学生に広く情報を提供し、応募の機会を与えていただくためにも、ハローワークへも求人申込みをお願いします。

ハローワークにおける大卒等求人申込み手続きの流れについては、愛知労働局 HP(下記 URL)を参考にしてください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/tetsuzuki/daisotu.html



<参考> インターンシップについて

令和4年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的な考え方」（3省合意）を改正し、大学生等のキャリア形成支援に係る取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直しました。

インターンシップを実施する際は、以下の事項に留意してください。

(1) 学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の類型化

これまで1日開催や就業体験がないものもインターンシップと称していましたが、経団連と大学等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下「産学協議会」という。）は、従来のインターンシップ等の学生のキャリア形成支援プログラムを4つの類型に整理し、そのうちタイプ3及びタイプ4をインターンシップとしました。

(2) インターンシップ（タイプ3）で取得した学生情報を使用可能

一定の基準を満たすタイプ3のインターンシップで取得した学生情報を、※広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能としました。また、卒業・修了予定の学生に関して、タイプ3のうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できることとしました。

※ 広報活動とは採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動をいい、採用のための実質的な選考とならない活動をさします。なお、広報活動の開始期日より前に行う活動は、不特定多数に向けた一般的なものととどめる必要があります。採用活動とは一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動をいいます。

(3) その他の留意事項

- ① 実施時期は教育課程への配慮、採用・就職活動の秩序の維持を踏まえた上で適切な時期、期間を定めることが必要です。
- ② 経費負担や学生に対する報酬支給については、大学等と企業が協議して決定することが適切です。
- ③ 現場における安全の確保やハラスメントの対応は、企業等において責任をもった対応が必要です。万一の災害補償に関しても、事前に大学側と十分協議の上、それぞれの責任範囲を明確にし、補償の確保を図ることが重要です。
- ④ 受け入れ企業等と学生の間に使用従属関係等があると認められる場合など、労働関係法令が適用される場合もあることに留意し、企業等において労働関係法令が遵守されることが必要です。

詳しくはこちらをご覧ください。

■三省合意文書



<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000949684.pdf>

■要請・考え方



<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001348775.pdf>

大卒求人は「求人者マイページ」から申し込みください

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

<サービス内容>

●求人の申込み

- ※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。
- ※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。

●申し込んだ求人内容の確認・変更や求人の募集停止、事業所情報の変更など

- ※申し込み内容をハローワークで確認します。

●事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。
- ※ハローワークで確認後に公開します。

●ハローワークからオンラインで職業紹介を受けること(オンラインハローワーク紹介)

- ※オンラインで提出された志望動機や応募書類を管理・確認できます。

●求職者からの応募を直接受けること（オンライン自主応募）

- ※オンライン自主応募はハローワークによる紹介ではないため、ハローワーク等の紹介を要件とする助成金の対象外です。
- ※オンラインで提出された志望動機や応募書類を確認・管理できます。

●ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）の登録（ハローワークに連絡）

- ※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。
- ※求人無効後の3か月後の月末まで選考結果の登録が可能です。
- ※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます（システムによる自動送信）ので、選考結果の登録をお願いします。

●メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

- ※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。
- ※応募者とのマイページ上のやりとりができるのは、求人無効後の3ヶ月後の月末までです（選考結果登録後はできません。）

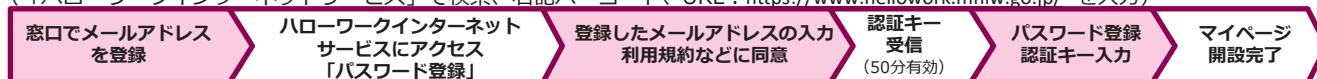
●求職情報検索・直接リクエスト

- ※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます（有効中の求人がある場合に利用できます）。
- ※検索の結果、貴社の求人条件に合致する方がいた場合は、ハローワークと相談の上、ハローワークから該当する求職者へご連絡することが可能です（相談の結果、ご希望に添えない場合もあります。）また、ハローワークを介さずに、応募してほしい求職者のマイページにメッセージと応募を検討してほしい求人の情報を直接送付できます（直接リクエスト）。直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人について行うことができます。

<マイページ開設手順>

- ・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。

- ・窓口でメールアドレスを登録後（①）、会社のパソコンから手続き（②～⑥）をお願いします。
（「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/> を入力）



※マイページ①を開設するには、事業所登録②が必要です。（事業所登録済みの場合はあらかじめ事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただきます場合があります。）

※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録し、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへご相談をお願いします。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス（控え）：

2026年3月学卒者対象公共職業能力開発施設

【高等技術専門校（高卒コース）】※2年課程に限る

校名・所在地	学 科	訓 練 期 間
名古屋高等技術専門校 〒462-0023 名古屋市北区安井2-4-48 TEL052-917-6711	建築デザイン施工科	2年
	組込みシステム科	
三河高等技術専門校 〒444-0802 岡崎市美合町字平端24 TEL0564-51-0775	機械技術科	2年

※本紙の主旨から記載内容は2年課程に限ることとします。

（「大学等卒業予定者」とは、大学(院)・短期大学・高等専門学校・専修学校・職業能力開発施設(高卒2年課程)卒業予定者をいいます。(P45より)）

【高等技術専門校（中卒コース）】

校名・所在地	学 科	訓 練 期 間
三河高等技術専門校 〒444-0802 岡崎市美合町字平端24 TEL0564-51-0775	住居建築科	2年

※本コースの修了予定者は高等学校卒業予定者にはなりません。

（修了予定者が中学卒業後3年以内の者で、新規中卒者と同様の取扱を求める場合は中卒用求人への応募は可能です。）